

平成 18 年 11 月におけるリハビリテーション料算定患者のうち、12 月以降も算定可能としている患者について病診別にみた結果は次のとおりであった。

病院において、心大血管疾患リハビリテーションについては、1.5%は「算定日数上限の除外対象疾患に該当し、算定日数上限後も継続」としており、0.6%は「急性増悪や新たな疾患の発症により、算定日数の起算日の変更」としている。脳血管疾患等リハビリテーションについては、35.5%は「算定日数上限の除外対象疾患に該当し、算定日数上限後も継続」としており、4.6%は「急性増悪や新たな疾患の発症により、算定日数の起算日の変更」としている。運動器リハビリテーションについては、9.2%は「算定日数上限の除外対象疾患に該当し、算定日数上限後も継続」としており、12.0%は「急性増悪や新たな疾患の発症により、算定日数の起算日の変更」としている。呼吸器リハビリテーションについては、8.4%は「算定日数上限の除外対象疾患に該当し、算定日数上限後も継続」としており、7.7%は「急性増悪や新たな疾患の発症により、算定日数の起算日の変更」としている。

図表 6.1-31 平成 18 年 11 月におけるリハビリテーション料算定患者のうち、12 月以降も算定可能な患者数(病院)

